

## 11 介護保険事業計画

介護保険事業計画は、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を図るため、介護保険法第117条の規定に基づき、3年を一つの計画期間として策定する計画である。また、高齢者の健康と福祉の増進を図るため、老人福祉法第20条の8の規定に基づき策定する計画として、高齢者保健福祉計画がある。

区は、高齢者の保健福祉施策の総合的に推進するため、両計画を一体的な計画として、「練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定している。

平成29年度に第6期計画（27～29年度）の見直しを行い、第7期計画（30～32年度）を策定した。第7期計画では、平成30年4月の介護保険制度の改正を踏まえ、団塊の世代が全て後期高齢者となる平成37年を見据え、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的・継続的に提供される地域包括ケアシステムを確立することを目標として、計画の理念や施策の方向性を明示している。

### (1) 理念

- ① 高齢者の尊厳を大切にすること
- ② 高齢者の自立と自己決定を尊重すること
- ③ 高齢者の社会参加と地域の支え合いを促進すること

### (2) 目標

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的・継続的に提供される地域包括ケアシステムを確立する。

### (3) 施策

- ① 自立を支える介護予防と高齢者の社会参加の推進
- ② ひとり暮らし高齢者等を支える地域との協働の推進
- ③ 在宅で暮らし続けられる地域に密着したサービスの充実
- ④ 医療と介護の連携強化
- ⑤ 認知症高齢者への支援の充実
- ⑥ 自分にあった住まい・施設の利用と介護人材対策の推進